

第2回 奈良県健康長寿文化づくり推進会議

日時：平成26年3月3日（月）
午後2時00分～4時00分

場所：奈良商工会議所 4階 中ホール

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 平成25年度なら健康長寿基礎調査結果概要について

(2) 平成26年度健康づくりと予防の推進に関する取り組みについて

3 閉 会

- <資料>
- 資料1 平成25年度なら健康長寿基礎調査報告書(案)
 - 資料2 健康づくりと予防の推進に関する各分野における 取り組みについて
 - 資料3 主な健康づくり関連指標の全国比較と市町村比較について
 - 参考資料1 なら健康減塩プロジェクト事業
 - 参考資料2 平成26年度たばこ対策推進事業について
 - 参考資料3 平成26年度がん予防対策事業
 - 参考資料4 奈良県健康ステーションについて
 - 参考資料5 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

奈良県健康長寿文化づくり推進会議委員名簿

委員委嘱任期：平成26年3月31日まで

担当分野	委員名	所 属	出欠
食生活	伊藤 宏子	奈良県栄養士会	○
	松田 和枝	奈良県食生活改善推進員連絡協議会	○
運動	藤尾 庸子	生駒市健康づくり推進員連絡協議会	○
	黒飛 文子	奈良県老人クラブ連合会	○
たばこ対策	槇野 久春	奈良県医師会	○
歯科	上田 晴三	奈良県歯科医師会	○
こころの健康	安元 寛子	ライフデザインカウンセリンググループ (心理カウンセラー・産業カウンセラー)	×
地域保健	吉田 恵美	市長会 (御所市健康増進課 主幹)	×
	梶井 貞男	町村会 (高取町住民福祉課長)	×
	松崎三十鈴	市町村保健師 (香芝市保健センター所長)	×
職域保健	穴吹 宏樹	全国健康保険協会奈良支部(企画総務部長)	○
	荒瀬 周児	昭和工業団地協議会 (事務局長)	○
地域健康づくり	吉本 清信	学識経験者 (元 山添村診療所長)	×
生活習慣病予防	斎藤 能彦	学識経験者 (奈良医大第1内科学教授)	×
介護予防・公衆衛生	車谷 典男	学識経験者 (奈良医大地域健康医学教授)	○ → X

奈良県健康長寿文化づくり推進会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県健康長寿文化づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 本県の健康長寿文化づくりの推進に関すること。
- 二 奈良県健康増進計画の策定、進捗の評価等に関すること。
- 三 生活習慣病予防対策及び介護予防対策の推進に関すること。

(組織)

第三条 推進会議は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 健康づくり対策に関し十分な知識と経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 推進会議に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。